

平成21年 6月 2日

会 員 各 位

社団法人 東京電気管理技術者協会

自家用電気工作物の標準的な点検項目について（周知）

拝啓 時下ますますご清栄の段 お喜び申し上げます。

さて、標記の件について、原子力安全・保安院では外部委託制度にかかる標準的な点検内容等を整理し、平成21年5月1日付けで「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正が行われました。（別添参照）

この改正内容について会員の皆様に周知するよう、原子力安全・保安院から要請がありましたのでお知らせ致します。

また、この内規は平成21年11月1日から適用されます。

当協会ではこの改正にあわせ「保安管理業務に関する委託契約書」及び「保安規程」について現在内容を検討中です。

なお、既に受託している自家用施設についても、改正主旨を踏まえ内規の適用日以降、同様にこの「内規」に基づく点検を行うようお願い致します。

敬具

(参考)

主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の一部改正に関するお知らせ

<http://www.nisa.meti.go.jp/oshirase/oshirase2009/210501-5.htm>

自家用電気工作物設置者の皆様へ
電気管理技術者の皆様へ
電気保安法人の皆様へ

自家用電気工作物の標準的な点検項目について
(「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の一部改正)

平成21年5月
経済産業省
原子力安全・保安院

経済産業省原子力安全・保安院は、電気主任技術者の外部委託制度における保安確保のために、電気工作物を技術基準に適合するように維持するために必要な標準的な点検内容を整理し、平成21年5月1日付けで「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を改正しました。

改正した内規の適用は、平成21年11月1日からです。

適用日以降に外部委託承認を受ける場合は、下記の内容が外部委託契約書等に記載されている必要があります。

これらの点検内容は、既に外部委託承認を受けている事業場や、これから適用日までの間に承認を受ける事業場の保安確保にも効果的なものであり、これらの事業場においても改正内容に沿った保安管理業務の実施が望まれます。

なお、十分な保安管理業務がなされなかったために技術基準不適合となった場合は、設置者に対しては技術基準適合命令、保安管理業務を受託する者に対しては主任技術者免状返納命令等の措置が執られることがあります。

記

- ① 管理技術者等が、保安規程に基づき保安管理業務を自ら実施すること
- ② 設置者が、委託契約書に記載された電気管理技術者等が保安管理業務を行っていることを確認すること
- ③ 電気管理技術者等が行う月次点検の内容(別紙参照)
- ④ 電気管理技術者等が年次点検を行うこと及びその内容(別紙参照)
- ⑤ 電気管理技術者等が行う工事期間中の点検内容
- ⑥ 電気管理技術者等が、事故・故障発生時に臨時点検、再発防止策の指示等を行うこと

[月次点検の内容]

- 外観点検で確認する設備
 - ① 引込設備
 - ② 受電設備
 - ③ 受・配電盤
 - ④ 接地工事
 - ⑤ 構造物
 - ⑥ 発電設備
 - ⑦ 蓄電池設備、負荷設備

- 測定で確認する内容
 - ① 設備電圧、負荷電流の測定により電圧値の適否及び過負荷等を確認
 - ② B種接地に係る漏れ電流の測定により低圧回路の絶縁状態を確認
 - ③ 高圧機器本体及び接続部等の温度測定により過熱を確認

[年次点検の内容]

停電により設備を停止状態にして行うもので、月次点検の内容に加え、原則として年に1回以上、次の各号の確認を行う。

- ① 低圧電路及び高圧電路の絶縁状態が技術基準を満たしていることを確認
- ② 接地抵抗が技術基準を満たしていることを確認
- ③ 保護継電器の動作特性及び連動動作試験の結果が正常であることを確認
- ④ 非常用予備発電装置の起動・停止・発電電圧・発電電圧周波数が正常であることを確認
- ⑤ 蓄電池設備が劣化していないことを確認